平成２９年（フ）第９７７２号
東京都葛飾区四つ木２―27―６、商業登記簿上の本店所在地千葉県松戸市小山521番地の１
破産者　ミリオン株式会社
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７７３号
東京都葛飾区四つ木２丁目27―６
破産者　川島　　清
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７８１号
東京都江東区石島17―17―101
破産者　宮田　　浩
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９４号
東京都中野区鷺宮４丁目20―17―203
破産者　加納　道彦
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８０号
東京都新宿区戸山２丁目27―514
破産者　中村　知博
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８２号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目22―10―202
破産者　梅津　照男
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２４号
東京都新宿区大久保１丁目12―21　第８コート新宿201
破産者　福島　龍治
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２７号
東京都江東区大島５丁目41―６―608
破産者　齊藤　直雄
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２８号
東京都大田区平和島２丁目１―１―442
破産者　斉藤　　力
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３６号
東京都品川区平塚１丁目６―25―305
破産者　瀬戸芙美子
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３８号
東京都中野区上高田２丁目45―10―102
破産者　山崎順一郎
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５２号
東京都足立区西保木間１丁目12―17―206
破産者　桑田　　拓
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１０号
東京都台東区根岸２丁目２－１―1303
破産者　太田　成泰
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目２－８―601
破産者　徳田　義行
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４３号
東京都目黒区平町１丁目12―12―105
破産者　辻　　友也
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５２号
東京都江東区塩浜２丁目５―16　塩崎荘
破産者　早川　政實
１　決定年月日　平成30年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０４号
静岡県島田市川根町家山375番地の１
破産者　有限会社轆轤材木店
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１号
静岡県焼津市柳新屋66番地
破産者　有限会社小林バルブ
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０７号
千葉県白井市根416番地
破産者　後藤　秀夫
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１８９号
愛知県西尾市吉良町木田祐言99番地
破産者　有限会社びさん建設
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
神戸市西区天が岡32番地の１
破産者　有限会社ティアンドエムインターナショナル
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
熊本県八代市花園町18番地12、前住所熊本県八代市植柳下町1363番地２
破産者　橋本　敏雄
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部